

輸出拡大に資する地理的表示申請等支援事業実施要領

制定 令和3年1月28日2食産第5444号

農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の1の（7）の輸出拡大に資する地理的表示申請等支援事業は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の7の食料産業局が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び法人格を有しない団体であって食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）事業年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

地理的表示（以下「G I」という。）保護制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品（以下「地域産品」という。）のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その名称をG Iとして保護する制度であるため、登録申請に当たっては、地域産品の特性と地域との結び付き等を説明した明細書（以下「明細書」という。）のほか、生産者団体等自らが、その構成員が明細書に適合した生産を行っているか否かを確認する生産行程管理業務規程を新たに作成する必要がある。

また、日EU・EPA等におけるG I相互保護の枠組みを活用し、輸出拡大を図るため、十分な輸出実績のある産品を早期に登録し、今後のG I相互保護品目拡大交渉に間に合わせるため可能な限り早期に着手する必要がある。

本事業では、G I保護制度に未登録で十分な輸出実績を持つ伝統的産品をG I登録の有望品目として洗い出すとともに、G I登録申請の際に不可欠な明細書の作成や生産行程管理業務規程の策定に当たっての疑問点等に的確に対応し申請に係る助言を行うなど、生産者団体等から

の登録申請事務の負担軽減を図ることにより本制度への登録申請を促進するため、G I の専門的知見を持つ知財専門家（令和 2 年度地理的表示保護制度活用総合推進事業により配置している相談担当者を含む。）によるきめ細やかなサポートに必要な経費を支援するものとする。

（補助対象経費）

謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、リース代（パソコン、電話、FAX 等）、消耗品費、賃金等

第 4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和 2 年度とする。

第 5 採択基準等

実施要綱第 4 の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らして適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 3 G I 保護制度や関連する知的財産に関する知見があり、地域産品に係る本制度の登録申請を支援できるような能力を備えていること。

第 6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第 5 の規定に基づき、別記様式 2 により事業実施計画を作成し、食料産業局長に承認を申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2 の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第 11 の規定に基づく補助金変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式 2 に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第 5 の 2 の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- （1）事業の内容の追加又は削除
- （2）事業目的の変更
- （3）3 により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を他の者に委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画の別添の総括表の「事業の委託」の欄に記載し、食料産業局長の承認を得るものとする。ただし、委託の範囲は、事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。

- （1）委託先が決定しているときは、その名称
- （2）委託する次号の内容及びそれに要する経費

第 7 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第 7 の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式 2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。ただ

し、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施状況の報告

食料産業局長は、1 の規定にかかわらず、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

3 指導

食料産業局長は、2 の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対する達成状況が不十分と判断する場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第 8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第 15 に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日時点における交付要綱別記様式第 5 号の補助金遂行状況報告書を作成し、同年度の 1 月末日までに正副 2 部を交付決定者（交付要綱第 5 の 2 に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第 14 の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業	従業員 数	資本金	年間販 売額	主要事 業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類

- (1) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議、調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (2) その他参考資料

別記様式第2（第6・第7関係）

令和○年度輸出拡大に資する地理的表示申請等支援事業実施計画の（変更、中止、廃止の承認）
申請書

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

注1 関係書類として、別添及び参考書類を添付すること。

なお、別添中「事業の目的」とあるのは、変更申請の場合は「変更の理由」と、中止又は廃止申請の場合は「中止（又は廃止）の理由」とし、いずれの場合もその理由を記載すること。

注2 変更承認申請の場合は、「第5の1」を「第5の2」とし、事業実施計画の承認通知があった内容等と容易に比較対照することができるよう、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、記入を省略できる。

注3 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和○年度 輸出拡大に資する地理的表示申請等支援事業実施結果報告書」とし、関係書類に実績を記載すること。

なお、別添中「事業実施計画書」とあるのは、「事業実施報告書」、「計画」とあるのは「実績」とすること。

別添

輸出拡大に資する地理的表示申請等支援事業実施計画

1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載してください。
相談担当者名	※相談担当者名を記載してください。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載してください。
※本事業における組織体制の概要を図等で示してください。 また、どういう関係・役割なのか分かるように示してください。	

2 事業目的

--

3 事業内容

ア：実施内容 イ：実施方法（管理・運営方法等） ウ：年間スケジュール（現地相談訪問スケジュールを含む。） エ：目標・波及効果（例：洗い出した有望品目〇〇件のうち〇〇件の申請を目指す 等） オ：効果測定方法等 カ：申請者が窓口等に相談せずに申請可能となるまでの将来ビジョン
--

4 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業 1 輸出環境整備緊急対策事業 (8) 輸出拡大に資する地理的表示申請等支援事業	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表1の経費の欄の区分により記入すること。